

マイナンバー制度がスタート!

平成27年  
10月~

10月 からマイナンバー  
を一人一人にお届けします!

# 通知カードの送付と 個人番号カード の交付が始まります。

平成28年  
1月~



マイナ  
ちゃん

10月から、住民票がある全ての人(中長期在留者など外国人も含む)に一人ひとつの12桁のマイナンバー(個人番号)を通知します。「個人番号カード」は、来年1月から交付します。

☎住民課 ☎32-9121

## マイナンバーは次のような場面で使います。

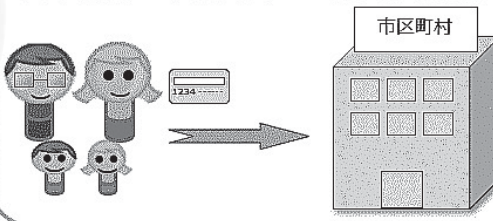


マイナンバーは一生使います。大切にしてください。

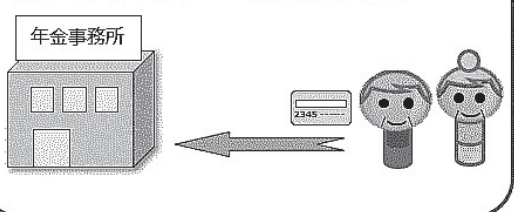


番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

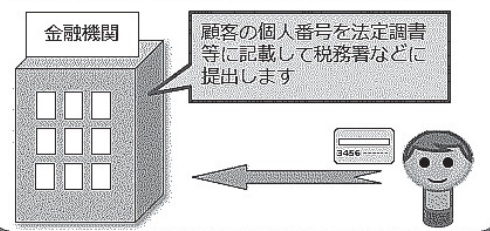
毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します



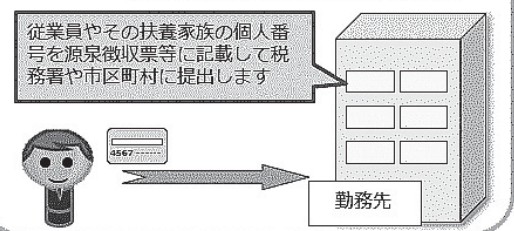
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します



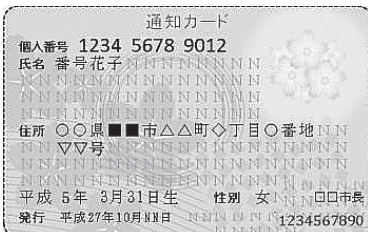
証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します



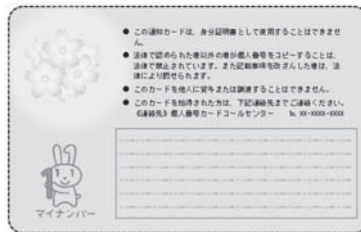
勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します



(表面)



(裏面)



※「通知カード」送付後に、引越など住所を変更する際は、手続きのため必ず持ってきてください。

通知カードは、原則住民票の住所宛てに、地方公共団体情報システム機構から簡易書留で送付されます。紙製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーを記載しています。

10月、住民全員に「通知カード」を送付します



「通知カード」は、行政機関などでマイナンバーを求められた際に利用できますが、別途、運転免許証などで本人確認が必要です。来年1月から交付が始まる「個人番号カード」は、これ1枚で「マイナンバーの提示」と「本人確認」が同時にできる唯一のカードです。交付申請をお勧めします。



【申請・交付スケジュール】

平成27年10月

マイナンバーの付番。

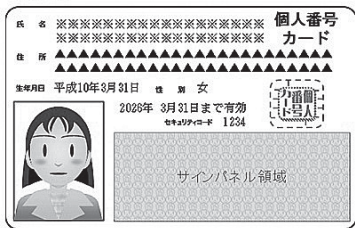
平成27年10月～12月

マイナンバー「通知カード」と一緒に「個人番号カード交付申請書」を志賀町に住民登録のある全ての人に交付。

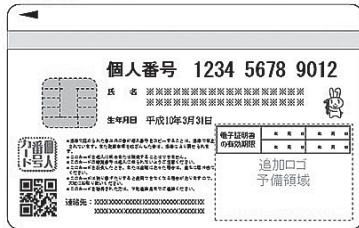
平成28年1月～

申請をした人に交付通知書を送付。志賀地域の人は役場本庁舎へ、富来地域の人は富来支所へ来庁し、本人確認の上、交付。

（表面）



（裏面）



「個人番号カード」は、顔写真とICチップが付いたカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、裏面にマイナンバーの記載があります。  
 本人確認のための身分証として利用できる他、カードに標準搭載された電子証明書を用いて、e・Tax（国税電子証明・納税システム）などの電子申請に利用できます。

「個人番号カード」が  
身分証明や電子証明になります



「通知カード」と共に個人番号カード交付申請書を送ります。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送してください。来年1月から順次、志賀地域の人は役場本庁舎、富来地域の人は富来支所の窓口で、本人確認の上交付します。（初回交付手数料無料）

【住民基本台帳カードと個人番号カードの比較】

カード	住民基本台帳カード	個人番号カード
交付	平成27年12月22日で交付終了	平成28年1月から交付開始
交付手数料	500円	初回は無料
有効期間	発行日から10年間	10回目の誕生日まで ※未成年者は5回目の誕生日まで
電子証明書	希望者のみ 有効期間：発行日から3年間	標準搭載 有効期間：5回目の誕生日まで

「個人番号カード」の交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付は本年12月22日で終了します。現在、所有する住民基本台帳カードは、記載の有効期限まで引き続き利用できます。  
 ただし、「個人番号カード」と住民基本台帳カードの両方は所有できません。「個人番号カード」の交付を受ける時に、住民基本台帳カードを返納してください。

住民基本台帳カードを  
所有する人へ

【申請が必要な人】

- 1) 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している
- 2) DV、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動している
- 3) 医療機関や施設などに入院・入所し住所地に誰も居住していない
- 4) その他、やむを得ない理由で住所地で通知カードを受け取ることができない

【申請期間】

9月25日（金）まで（持参または必着）

【申請に必要な書類】

- 1) 通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書
- 2) 本人確認書類や居住を証明する書類など  
 ※申請書は、住民課と富来支所窓口へ備え付けてあります。志賀町のホームページからダウンロード、郵送での取り寄せも可能です。

【提出】

住民課窓口または富来支所窓口へ持参するか郵送してください

☎住民課 ☎32-9121

「通知カード」は住民票の住所地に送付します。住所以外への送付を希望する人は、申請手続きすることで、現在の居所で「通知カード」を受け取れます。

「通知カード」、住所以外へ  
送付希望の場合は申請を

The 28th  
**JAPAN TENT**  
世界留学生交流・いしかわ2015

第28回目 ジャパンテント



志賀町では、亀田伸晃さん、瀧川陽子さん、神尾政孝さん、福澤憲明さんの家庭で、8月20日から23日までの間、7カ国から7人の留学生がホームステイしました。

20日の対面式にはじまり、21日の体験交流では、花のミュージアムフロアでクラフト作りを体験しました。また、地元の食材をふんだんに使った日本料理作り挑戦。出来上がった料理を囲み、全員で食事交流会を楽しみました。

22日は、ファミリーとの交流を深め、23日のお別れ式では、皆別れを惜しんでいました。

**グッドマナーキャンペーン**  
— 9月はキャンペーン月間で—

**すべての大人が子育てを**

青少年の公共マナーや交通ルールなどに対する規範意識の向上を目指して、今年も「小中高生グッドマナーキャンペーン」を行います。

志賀町では、秋の交通安全週間のうち平日4日間をキャンペーン実施期間として、学校、PTAをはじめ、各種団体にご協力をお願いしながら、青少年への声かけ運動・交通マナーを指導します。

秋の交通安全運動の街頭指導時に併せ、登校・下校時の子どもたちにあいさつ・声掛け運動をします。皆さんの温かいご協力をよろしくお願い致します。

**文芸教室**

**西浦川柳会**

夏野菜やつと当たった恵み雨  
友と逢う少しおしやれな夏服で  
夏至過ぎて今年変だよまだ寒い  
流しめん仲間とはしゃぐ夏が来た

三井かほ里  
川上 富子  
古森 真猿  
小松 康子

平成  
27年度  
**重点目標**

- ◎気持ちのよいあいさつをしよう！
- ◎交通ルールを守ろう！
- ◎自転車の乗車ルールを守ろう！  
(スマートフォンの操作など「ながら運転」をしない)

**投稿**

**短歌、俳句、川柳**

ひまわりとキリコが能登の夏を呼ぶ みやみちさかし  
夏やせかもしやガンかと腹さする 柴田 政行  
筋肉が落ちて今頃後悔し 芝山 照子  
ホツとして落ち着く暇も無い暮らし 池田 洋子  
よそ見してどぶすに落ちた浮気者 赤崎 かな  
落とす糞じつと我慢の巣立つまで 林 ちよ子  
落ちだすとブレーキ効かないギリシヤ国 西尾 海春  
惜しみても落花の如く帰命人 高島 和子

スタミナも途切れ／＼の猛暑かな 浅子  
盆前に先祖迎への墓掃除 美智代  
猛暑日も同じリズムで動く主婦 〃  
台風過、ひぐらし木空しきりなり 山守 宏子  
新じゃがを袋詰めして安らなり 〃  
夜も更けてグララの氷転がして 元尾 智子  
ミュージックに耳を傾け 〃  
町花火空に輝く美の世界 〃  
心を入れる素晴らしい技 〃  
そくさい会甚句おわらに安素まで さちこ  
和気合々の梅雨時間 〃  
湯上りの火照り鎮める夜半の風 光 雄  
北斗七星仰ぎて涼し 〃  
せみの鳴く猛暑の朝の庭先に 志津江  
ききょうの白き秋も近くに 〃  
小六の学童と語りぬ在所歴史 〃  
晒しの生業校歌に謳う 松本理希三

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。  
■宛先／〒925-0198志賀町末吉千古1番地1 志賀町教育委員会 生涯学習課まで ※毎月3日までに送ってください。



暑い夏も終わり、過ごしやすくなりました。  
図書館は今月までクールシェアスポットです。  
ポイントを貯めて景品をゲットしてください♪



志賀町立図書館のイベント 場所：1階・絵本コーナー

9月2日(木) ●おはなし会 16:00～17:00

16日(木)

9月26日(土) ●ボランティアおはなし会

※幼児・小学生対象 14:00～



※おはなし会・ボランティアおはなし会では、紙芝居や絵本の読み聞かせをしています。どうぞお気軽にご参加してください。リクエストもできます。

### ◆おすすめの本◆

○短時間で作れる！焼かないケーキ 森崎 繭香

短時間&オープンなしで誰でも簡単に美味しいケーキが作れます。使う道具もホーローバットやガラス容器など、ごくわずかで大丈夫。人気のジャーケーキのコツも紹介。

○おもてなし折り紙 小林 一夫

日常生活に便利に使えるものや、季節の移ろい、祝賀の宴に向けた作品まで、客人を美しくもてなす折り紙を、分かりやすく説明しています。日本文化を紹介するエッセイやコラム、基本の折り方には英文も掲載しています。

### ◆新着の本◆

○連鶴 梶 よう子  
○水曜日の凱歌 乃南 アサ  
○なりたい(しゃばけシリーズ14) 畠中 恵  
○悲素 帚木 蓬生  
○血の弔旗 藤田 宜永  
○村上さんのところ 村上 春樹  
フジトマカ絵 宇江佐真理

○為吉 海堂 尊  
○スカラムーシュ・ムーン 佐々木 譲  
○砂の街路図 米澤 穂信  
○王とサーカス

### ◆新着CD◆

○オールタイム・ベスト～オリジナル&歌姫(カバー) 中森 明菜  
○GIRLS'GENERATION 少女時代

### ◆新着DVD◆

○やさしい本泥棒 ジェフリー・ラッシュ, エミリー・ワトソンほか出演  
○かぐや姫の物語 高畑 勲 監督作品

休館日 9月7日(月)、14日(月)、21日(月・祝)、28日(月)

### 問い合わせ先・開館時間

志賀町立図書館 平日 9:30～18:00

☎32-1740 土日祝 9:30～17:00

町立富来図書館 平日 9:30～18:00

☎42-2777 土日祝 9:30～17:00

## 児童館通信

9/5(土) プラバンのキーホルダー 13:30～



プラスチック板に好きな絵を描き、オープントスターで焼いて完成です。自分だけのキーホルダーを作りましょう。(定員15人・小学生対象)

9/9(水) 手形づくり・フォトフレーム 10:00～



1歳未満児を対象にした手形づくりです。かわいいお子さんの成長の記録を手形に残しませんか。参加者は申し込みをお願いします。(定員15人・乳児対象・材料費100円)

9/12(土) 月見茶会 14:30～



小林京子先生が、お茶の作法を指導します。抹茶や和菓子をおいしくいただきながら、親子で月見茶会を楽しみませんか。(定員15人)

9/16(水) 親子リトミック遊び 10:30～



松本有美先生の指導で親子リトミック遊びをします。親子で楽しい時間を過ごしてみませんか。(定員20組)

9/26(土) 太極拳入門講座 14:00～



太極拳はゆっくり無理せず動くので簡単にできます。まず、基礎の入門太極拳を体験してみませんか。(小学生対象・親子可)

多数の子どもたちの参加をお待ちしています！

休館日 9月20日(日)、21日(月・祝)、22日(火・休)、23日(水・祝)

開館時間 9:00～17:30

問い合わせ先 志賀町児童館 ☎32-1724

# 校舎棟建設工事は順調に進んでいます

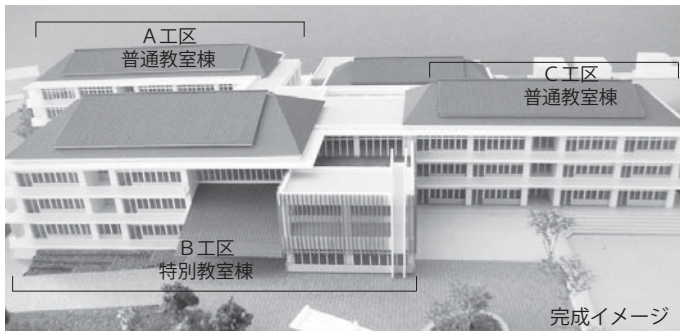
普通教室棟のA工区は、屋根瓦が葺き終わり、1階から3階までの天井や壁の内装工事をしています。

特別教室棟のB工区と普通教室棟のC工区は、躯体のコンクリート打設が完了。1階と2階の内装工事をしています。

また、下足箱、児童用ロッカーなどの家具類の製作にも取り掛かっています。

## ▼モデルルーム

児童が一番利用する普通教室を確認するために、モデルルームを一部屋設けました。壁は掲示物が多く貼れるように、ヒノキのチップを再利用したボードを張り、腰壁には県産材の能登ヒバを使用して、木の温もりを感じさせる教室に仕上がります。



※しかチャンネル(9ch)のしかチャンNEWSなどで、志賀小学校の校歌を放送しています。ぜひ、ご覧ください。

## 法律相談

・弁護士(元高等検察庁検事)、愛知学院大学法科大学院教授  
國田 武二郎(堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもある。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

### 遺産(相続財産)について

Q: 父親が亡くなり、父親の財産を相続することになりますが、いわゆる相続財産とされるものには、どのようなものがあるでしょうか。なお、相続人は、母親と私と妹の3人です。(特に、遺言書はありません。)

A: まず、プラスの相続財産は、次のものがあります。

- ① 現金、預貯金などの現物財産
  - ② 土地、家屋の不動産
  - ③ 貸借権、抵当権などの不動産上の権利
  - ④ 自動車、貴金属、骨董品、美術品、家財道具などの動産
  - ⑤ 株式、国債、社債、ゴルフ会員権、リゾート会員権などの有価証券
  - ⑥ 売掛金、貸付金、損害賠償請求権などの他の債権
  - ⑦ 著作権、特許権などの知的財産権
  - ⑧ 故人が受取人の生命保険金
  - ⑨ 電話加入権
- マイナスの相続財産は、次のとおりです。
- ① 借金、ローンなどの負債
  - ② 故人が連帯保証人になっている場合の保証債務
  - ③ 不法行為、債務不履行などの損害賠償債務
  - ④ 未納の税金などの公租公課
  - ⑤ 営業上の未払い代金などの買掛金

相続財産としてみなされないものは、次のとおりです。

- ① 墓地、仏壇、位牌、遺骨などの祭祀財産(※1)
- ② 香典、葬儀費用(棺柩その他の祭具、火葬費用など)
- ③ 故人のみに帰属する権利(※2)
- ④ 故人以外が受取人の生命保険金(※3)
- ⑤ 死亡退職金(※4)、埋葬料

(※1) ①②は、喪主が葬儀を主宰する祭祀承継者が承継  
(※2) 一身専属権(身元保証など)  
(※3) 指定されていた受取人が先に死亡し、再指定しないまま契約者が亡くなった場合は、相続できる  
(※4) 公務員は法律で、会社は就業規則で受取人が定まっている。生前に退職金を本人が受け取っていない、退職金は相続財産に含まれる

父親の相続財産を相続するか否かは、プラスの財産とマイナスの財産をすべて調査してから決めます。マイナスの財産が大きい場合は、相続放棄を検討すべきです。ただし、相続開始があったことを知った時から3カ月以内その旨を家庭裁判所に申し述べなければなりません。相続放棄すると、初めから相続人ではないとみなされ、相続財産を一切相続しないこととなります。慎重に判断してください。

相続する場合は、プラス、マイナスの相続財産をどのように分けるかなど、母親、妹と協議し、協議が成立すれば、遺産分割協議書を作成します。しかし、紛争になれば、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てます。